

# 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進協議会 設置要綱について

## 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催に当たり、野球・ソフトボールの福島市開催をはじめとする関連事業の実施に官民が連携して取り組むため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東京2020大会に係る本市の基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 実施計画に基づく事業への協力及び支援に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との情報共有及び連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福島市長
- (2) 福島市議会議長
- (3) 市内に所在するスポーツ、商工、観光、文化、市民団体等の代表等

### (任期)

第4条 前条各号に掲げる者（以下「委員」という。）の任期は、推進協議会の解散のときまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長等)

第5条 推進協議会に会長、副会長及び監事を置く。

- 2 会長は、福島市長をもって充て、副会長及び監事は、会長が指名する。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、推進協議会の会計を監査する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進協議会の会議の議長となる。

3 推進協議会の会議は、過半数の委員（次項に規定する職務を代理させる者を含む。）の出席がなければ開くことができない。

4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その職務を代理させる者（以下「代理者」という。）を指名するものとする。

5 前項の代理者は、委員と同一の機関に属する者とする。

6 推進協議会の議事は、出席委員（代理者を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、会議の目的を達成するため、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 推進協議会は、必要に応じて、専門部会を設置し、必要な調査及び検討を行わせることができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(予算)

第8条 推進協議会の予算は、福島市からの補助金及び参加者負担金等その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 推進協議会の予算の一会計年度は、当年4月から翌年3月までとする。

(清算)

第10条 一会計年度が終了するごとに直ちに清算し、福島市からの補助金相当額の残予算は福島市へ速やかに返還するものとする。

(事務局)

第11条 推進協議会の事務を処理するため、福島市五老内町3番1号 東京オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進室に事務局を置く。

(解散)

第12条 推進協議会は、東京2020大会開催の年度末をもって解散する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月20日から施行する。